

制 定 の 趣 旨

1. 制定の趣旨

排水に係る計画基準は、昭和29年12月1日に農林省農地局による「土地改良事業計画設計基準 第2部 計画 第2編 排水」の制定に始まり、平成18年3月28日に「土地改良事業計画設計基準 計画 排水」として全面的に改められ制定された。

その後、現行基準が制定されてから10年以上が経過し、この間、平成28年に土地改良長期計画が改定され、同計画において、「豊かで競争力ある農業」の観点から「高収益作物への転換による所得の増加」、また、「強くてしなやかな農業・農村」の観点から「老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化」が掲げられた。

また、平成29年に土地改良法が改正され、巨大地震発生のリスクが高まる中、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、農業用排水施設の耐震化事業を実施できる制度が創設された。また、土地改良施設の更新事業のうち、省エネ型ポンプの導入やゲリラ豪雨対策としての排水機場の能力向上等の技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続が簡素化された。

このような動きを踏まえ、豪雨、大規模地震等の自然災害リスクの高まり、農業生産の多様化、農業水利施設の戦略的な保全管理、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策等を排水に係る土地改良事業の計画に反映するため、今般、本基準の内容を改めて制定した。主な内容は以下のとおり。

・「基準本文」

排水事業の目的に「農業生産の多様化」を加えるとともに、農用地及び農業用施設に被害が発生する要因について「気候変動等の影響により激甚化する豪雨及び大規模地震」、「農村地域の都市化及び混住化の進行等」と具体的に明記した。また、主要工事計画を作成する際には、「ライフサイクルコストの低減を図る機能保全対策及び耐震対策を考慮する」とし、これを明記した。

・「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」

計画基準降雨を推定する際には、地域における近年の降雨特性を踏まえて検討することとし、これを明記した。また、降雨規模については、費用対効果等の観点を加味しつつ10年に1回程度の規模を基本とするが、湛水防除を目的とする場合には集落や公共施設の湛水の程度に応じて、20年から30年に1回程度の降雨規模としてよいこととし、これを明記した。

2. 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、平成29年度に設置した排水に関する専門的な知識を有する学識経験者で構成する「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」意見聴取会」より意見を聴取した上で、基準案を作成した。作成の際には、農村振興局関係課、地方農政局、国営事業所及び都道府県の土地改良事業関係者等に改定案の査読を依頼し、意見の反映に努めた。

平成29年12月には、食料・農業・農村政策審議会に本基準の改定について諮問を行い、その後、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会技術小委員会での調査・審議、パブリックコメントを経て、平成31年3月に基準案について答申がなされ、これを受け基準書は平成31年4月4日に、技術書は更なる検討を重ね令和2年2月28日に制定し、関係機関へ通知した。

なお、「土地改良事業計画設計基準 計画「排水」意見聴取会」の構成員は次のとおりである（所属は令和2年2月時点）。

【土地改良事業計画設計基準 計画「排水」意見聴取会】

| | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 主 査 | 永井 明博 | 岡山大学名誉教授 |
| 意見聴取者 | 緒方 英彦 | 鳥取大学農学部生命環境農学科教授 |
| | 小林 由起雄 | 新潟県土地改良事業団体連合会技術部長（令和元年5月から） |
| | 瀧川 紀子 | サンスイコンサルタント（株）グループ長 |
| | 増本 隆夫 | 秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科教授 |
| | 吉川 夏樹 | 新潟大学農学部農学科准教授 |
| | 渡辺 仁 | 新潟県土地改良事業団体連合会専務理事（令和元年5月まで） |

3. 計画基準について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性や個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、①基準本文には基本・規範的な事項を、②基準の運用には基準本文の具体的な規定事項をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠や背景等を明確にし、それらの適切な運用と技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。

